ASBJ

第 550 回企業会計基準委員会

資料番号	審議事項(3)-9
日付	2025 年 7 月 3 日

プロジェクト	金融資産の減損に関する会計基準の開発
項目	第 549 回企業会計基準委員会で聞かれた意見

本資料の目的

1. 本資料は、第 549 回企業会計基準委員会（2025 年 6 月 19 日開催）において、移管指針第 9 号「金融商品会計に関する実務指針」（以下「金融商品実務指針」という。）の設例及び移管指針第 12 号「金融商品会計に関する Q&A」（以下「金融商品会計 Q&A」という。）の見直しに関する検討、「金融資産の予想信用損失に関する会計上の取扱いに係る適用指針」（以下「予想信用損失適用指針」という。）の文案並びに補足文書に関する検討について聞かれた意見をまとめたものである。

聞かれた意見

（金融商品実務指針の設例及び金融商品会計 Q&A の見直しに関する検討についての意見）

2. 「回収可能見込額」という用語にはキャッシュ・アウトフローは含まれていないと考えられるため、「回収可能見込額」を「期待キャッシュ・インフロー」と置き換える事務局提案に同意する。

3. 設例 16 を削除する方針に異論はないものの、審議事項(2)-3 第 19 項の電子交換所における手形・小切手の交換の廃止後においてもこれらの代替として電子記録債権を用いた実務は残ることが想定される。この点、設例がなくても電子記録債権の割引等の会計処理を理解することは可能であるため、設例 16 を削除することとしたのか確認したい。

（予想信用損失適用指針の文案についての意見）

4. 貸付金代替性私募債、当座貸越契約及び貸出コミットメント並びに償却原価等の用語の置換えに同意する。

5. 第 85 項の「次の(1)から(3)の金額」という表現は、(1)から(3)を合計した金額と理解される恐れがあるため、「次の数値」とした方がよいと考える。

6. 第 85 項(2)の「金融保証契約については被保証人が要求された場合に企業が支払わなければならない最大金額」について、保証契約は法的には債権者と保証人との間の契約であるため、表現を修正して頂きたい。

7. BC34 項及び BC35 項については、IFRS 第 9 号「金融商品」（以下「IFRS 第 9 号」という。）の結論の根拠からの引用を行わない方がよいと考える。IFRS 第 9 号を引用する場合においても、BC34 項の後段はコメント提出者の意見であると考えられるため、これを引用することは避けた方がよいと考える。この点、過去の審議資料において参照していた IFRS 第 9 号 BC5.160 項及び BC5.161 項を用いて説明することを検討して頂きたい。

8. BC51 項の信用リスクが著しく増大しているかどうかの判定に関する記載は、第 62 項の期末日において破綻懸念先、実質破綻先及び破綻先に区分された内部信用格付に含まれる債務者に対する債権等の取扱いに関する規定と矛盾があると考えるため、表現を修正して頂きたい。

（補足文書に関する検討についての意見）

9. 満期保有目的の債券に係る予想信用損失の算定についての補足文書を作成することに賛成する。

10. 審議事項(2)-10 の補足文書の文案について、期末日における外部格付を用いて予想信用損失の算定を行うことを意図しているのか明確にして頂きたい。例えば、審議事項(2)-10 別紙 1 第 10 項について、保有する債券が期末日時点において投資適格かどうかに基づいて発生の認識以降に信用リスクが著しく増大しているという記載とできないか検討して頂きたい。

11. 審議事項(2)-10 別紙 1 第 15 項について、この記載を含めることで実務が円滑となるのであれば、含めることに同意する。ただし、予想信用損失が計上されない場合があり得るという記載について、予想信用損失適用指針における複数シナリオの考慮に関する定めと矛盾があるようにも読めるため、複数シナリオを考慮しても予想信用損失が計上されない場合があることを記載した方がよいと考える。この点、予想信用損失適用指針の結論の背景における複数シナリオの考慮についての記載に、審議事項(2)-10 別紙 1 第 15 項の要点を記載することも考えられる。

12. 審議事項(2)-10 別紙 1 第 15 項について、実務において日本国債の長期金利はリスクフリー金利として用いられていることを考慮すると、このような債券に信用リスクの概念を持ち込むことが混乱を招く可能性があると考える。この点を踏まえ、期末日時点の信用力の高低に焦点を当てないように、「信用力が非常に高い発行体の債券」という表現を「信用度が十分に確保されている発行体の債券」に見直すことが考えられる。

以　上